

令和8年度 バス運転手確保方策検討調査業務 仕様書

I 目的

本県においては、路線バス運転手の減少及び高齢化の進行により、減便や路線廃止が進行し、地域公共交通の維持確保が喫緊の課題となっている。特に、県内バス運転手数は近年大幅に減少し、労働力の確保が困難な状況にあるほか、高齢者比率の増加により将来的な供給減少も懸念されている。

このような状況を踏まえ、従来の採用支援策に加え、県職員の兼業及び退職予定者等の活用など、新たな人材供給スキームの構築に向けた検討が必要である。

本業務は、県内における運転手不足の現状及び課題を整理するとともに、行政職員の兼業等による人材確保の可能性について、ニーズ調査、制度整理、先進事例調査等を行い、本県において実施可能な具体的スキーム案を作成することを目的とする。

II 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

III 業務内容

1 計画準備

本業務の実施にあたり、業務の進め方、調査手法、工程等を整理した業務計画書を作成するものとする。

2 現状整理・課題分析

以下に示す調査を行い、バス運転手不足に関する現状・課題の整理を行う。

- (1) 全国におけるバス運転手不足の状況の整理（既往調査の整理）
- (2) 県内路線バス事業者における運転手不足の実態把握（採用状況、離職理由、年齢構成等）※県内大手バス事業者人事担当者等へのアンケート・ヒアリングを想定
- (3) 県職員および退職者の活用に係る法制度上の整理（地方公務員法、労働関係法令、道路運送法その他関連法令）

3 ニーズ調査

新たな人材供給スキーム構築の基礎資料を得るため、以下のニーズ調査を実施するものとする。

県職員等を対象とした調査

- ・兼業・副業に対する意向
- ・勤務可能条件（時間帯、頻度等）
- ・参画にあたっての課題（免許取得、責任負担等）

なお、原則としてWEBアンケートにより実施し、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

4 先進事例調査

実施スキーム案検討の参考とするため、すでに行政職員の兼業制度や退職者再雇用活用の事例を調査し、以下の内容を整理する。

- ・他県や自治体における類似取組の事例収集等（例：自治体職員兼務、定年退職者再雇用等）
- ・成功要因・課題・制度設計のポイント整理等
- ・現地視察またはオンラインヒアリングによる調査等※基本的にオンラインヒアリングとする。現地視察の場合は別途渡航費等が必要。
- ・特に、福井県においては県職員が兼業により路線バスの運転手として勤務する取組が実施されており、始業時間の調整等により短時間勤務を行う事例が確認されている。当該事例については重点的に調査すること。

5 スキーム案の検討・提案

2～4の内容を整理したうえで、以下の作成・提案を行う。

- ・県職員兼務・退職者活用の実施スキーム（制度設計・実施フロー）案の作成
- ・想定される運用モデル（雇用形態、勤務日数、報酬、保険・安全管理等）の提示
- ・リスク対応（事故発生時の責任、労災対応等）
- ・実施に向けた課題整理及び対応方策の提案
- ・今後の実証・制度化に向けた工程表案の作成
- ・実証事業案の作成（対象地域又は対象路線の設定、実施体制（関係機関の役割分担）、運行モデル及び実施方法、概算事業費等）

6 成果報告書の作成

調査結果、分析内容、スキーム案、課題・提言等を取りまとめた最終報告書を作成する。

7 打合せ協議

業務の実施にあたり、打合せ協議を3回以上行うものとする（業務開始時、中間（1回）、納品前等）。

IV 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----|
| 1 調査報告書（A4版） | 2部 |
| 2 調査報告書（概要版） | 5部 |
| 3 上記の電子ファイル | 一式 |
| 4 その他、沖縄県の指示する資料等 | 一式 |

V 業務の実施体制等について

受託者は業務遂行にあたり、本委託の目的および個々の調査の意図を理解した上で、必要な諸条件を満足させるよう、専門的な技術を十分に発揮しなければならない。

受託者は管理技術者を配置し、管理技術者は、業務内容、作業の進捗状況等を的確に把握し

監理するとともに、県監督員と緊密な連絡を取り、業務の方針および進捗状況を常に確認するものとする。

VI 著作権等

成果品の著作権及び所有権は沖縄県企画部交通支援課に帰属する。ただし、本委託業務実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

沖縄県企画部交通支援課の許可を受けずに、他に公表、貸与、使用してはならない。

VII 業務の再委託についての留意事項

1 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

- ア 契約金額のうち、調査分析業務等に係る経費
- イ 企画、管理、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

2 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

3 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

<その他、簡易な業務>

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計
- エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

VIII 他業務との連携について

沖縄県においては、「令和8年度 バス運転手確保方策検討調査業務」の発注を予定しており、相互に連携し業務の遂行にあたること。

Ⅸ その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県企画部交通政策課及び受託者で協議の上決定する